

議案第47号

公平委員会委員の選任について

次の方を佐野市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるます。

令和3年5月12日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
[REDACTED] [REDACTED]	清水 武治	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]

理 由

本市の公平委員会委員 清水 武治 様は、本年6月2日をもって任期満了となりますので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

- 第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。
- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 3 第16条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当する者又は第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。
- 4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5-8 …省 略…

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員  
(省略) の職(執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。)を  
兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任  
期間とする。

11・12 …省 略…

# 履歴書

住 所 [REDACTED]

清 水 武 治  
生 [REDACTED]

## 学歴

1 昭和49年 3月 [REDACTED]

## 職歴

- 1 昭和49年 4月 佐野市立植野小学校勤務
- 1 昭和50年 4月 佐野市立西中学校勤務
- 1 昭和59年 4月 佐野市立北中学校勤務
- 1 平成 2年 4月 佐野市教育委員会勤務
- 1 平成 6年 4月 佐野市立北中学校勤務
- 1 平成 9年 4月 田沼町立西中学校勤務
- 1 平成11年 4月 田沼町立西中学校教頭に補さる
- 1 平成15年 4月 安足教育事務所長補佐に補さる
- 1 平成17年 4月 佐野市立石塚小学校長に補さる
- 1 平成20年 4月 佐野市立田沼西中学校長に補さる
- 1 平成24年 3月 同 退職
- 平成24年 4月 } [REDACTED]
- 1 平成24年 9月 } [REDACTED]
- 1 平成24年10月 } [REDACTED]
- 1 平成25年 5月 } [REDACTED]
- 1 平成24年10月 } [REDACTED]
- 1 平成25年 5月 } [REDACTED]
- 1 平成25年 6月 佐野市公平委員会委員に就任 現在に至る
- 1 令和 元年 5月 } [REDACTED]

## 賞罰